

平成 28 年 2 月 5 日

消費者機構日本と医療法人社団シーズ・メディカルの裁判外の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）が、シロノ（レーザー）クリニックを運営する医療法人社団シーズ・メディカル（以下「シーズ・メディカル」という。）に対し、消費者がレーザー治療等を受けるに当たり消費者とシーズ・メディカルとの間で締結する「コースを組む治療契約」における中途解約を認めない旨の契約条項が消費者契約法第 10 条に規定する消費者契約の条項に該当し、同契約における未実施分の治療費を返金しない旨の契約条項が同法第 9 条第 1 号に規定する消費者契約の条項に該当するとして、これらの契約条項を含む意思表示を行わないこと及び契約書面からこれらの契約条項を削除することを求めた事案である。

(2) 結果

消費者機構日本とシーズ・メディカルは、平成 28 年 1 月 13 日に別紙のとおり合意した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本
理事長 和田 寿昭

3. 事業者等の氏名又は名称

医療法人社団シーズ・メディカル
理事長 城野 親徳

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9264

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>

合意書

医療法人社団シーズ・メディカル（以下、「甲」という）、特定非営利活動法人適格消費者団体 消費者機構日本（以下、「乙」という）は本日、甲が消費者との治療契約において是正協議の結果が別表のとおりであることを踏まえ、下記事項につき合意した。

記

第1条 甲は、消費者とコースを組む治療契約を締結するに際し、中途解約を認めない旨の契約条項を使用せず、同様の意思表示も行わない。

第2条 甲は、消費者とコースを組む治療契約を締結するに際し、未実施分の治療費の返金をしない旨の契約条項を使用せず、同様の意思表示も行わない。

第3条 甲は、乙が2015年7月13日付け「申入れ書」で申入れの対象とした治療契約の内容が記載された「コースを組まれた方へ」と題する書面及び治療承諾書（以下、「治療承諾書等」という）を2015年8月5日までに破棄したこと（但し、管理・保存用は除く。）、2015年8月5日から別表記載の内容に添って改定した治療承諾書等を使用していることを各確認する。

第4条 甲は、自らの従業員等に対し、従業員等が本合意書第1条および第2条の意思表示を行わないように、また、それら定めが記載された治療承諾書等を使用しないように、適切な研修、指導を行うなど、必要な措置をとるものとする。

第5条 甲が前掲第1条および第2条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は次の処置をとるものとする。

- (1) 甲は消費者に対して、当該消費者に返金が必要な場合においては、速やかに対処する。
- (2) 再発防止のため、甲は違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
- (3) 乙は甲の違背行為について、乙のホームページに掲載して公表する。
- (4) 甲及び乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、双方合意の上、新たな合意書を締結する場合がある。

第6条 乙が本合意書の履行内容を確認するために、甲に対してその確認のための協力を求めたときには、甲は、その時使用している治療承諾書等の提供その他必要な協力を行うものとする。

第7条 甲及び乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲及び乙は、本合意書面を2通作成のうえ、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2016年 / 月 / 日

東京都渋谷区広尾1-1-39
医療法人社団 シーズ・メディカル

理事長 城野 親徳

東京都千代田区六番町15プラザエフ6階
適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本

代表理事 理事長 和田 寿昭

合意書 別表

	消費者機構日本の申入れ内容	シロノクリニックの回答
申入れ事項①	<p>○下記条項のうち下線部分は、消費者が契約を解除することができないように、中途解約の制限を定めていると考えられます。よって、消費者契約法第10条に該当し、消費者の利益を一方的に害するもので無効であり削除を求めます。</p> <p>「コースを組まれた方へ」と題する書面第4段落目 <u>◇医療行為やお薬の処方</u>はクーリングオフの対象外となり、<u>お申込みになったコースは、原則中途解約できません。</u>ただ、妊娠等の諸事情によりコース治療が期間内に継続が困難な場合は、早めにご連絡ください。コース期限内にご連絡が無い場合は無効となりますのでご注意ください。</p>	<p>○条項を一部削除し、下記のように改定します。</p> <p>「コースを組まれた方へ」と題する書面第4段落目 ◇妊娠等の諸事情によりコース治療が期間内に継続が困難な場合は、早めにご連絡ください。コース期限内にご連絡が無い場合は無効となりますのでご注意ください。</p>
申入れ事項②	<p>○下記条項のうち下線部分は、消費者が契約を解除する際の賠償額について、事業者が生じる平均的な損害の額を超えて定めていると考えられます。よって、消費者契約法第9条1号に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>治療承諾書 12. 上記各種承諾事項・注意事項を含め、<u>準委任行為にあたる当該医療の性格上、一度治療を受けた後は、いかなる場合においても治療費等の返還は、一切不可能であること。</u></p>	<p>○当該条項をすべて削除します。</p>